

行政書士 奈良

創刊 **150** 号記念号



2022年9月 No.150

目 次

行政書士 奈良
2022年（令和4年）
9月号



ユキマサくん
行政書士会の公式マスコット
キャラクター

会長挨拶	1
令和4年度定時総会開催のご報告	2
表彰	4
デジタル化推進PT 滋賀会訪問	5
特集〈18歳成年〉	6
トピック インボイス制度について	8
新庁舎情報	10
ユキマサなら散歩 幻の鉄道	11
会員の動き	12
編集後記	



記念号発行に寄せて

会長 遠山 健太郎

奈良県行政書士会会員の皆様、そして奈良県及び県下自治体をはじめとする全ての関係者の皆様、平素は本会の様々な事業活動にご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度の本会広報誌「行政書士奈良」第150号の記念号発行にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

その一言のために…この機会に歴代の広報誌を紐解いてみました。

第100号は13年前の2009年4月1日の発行でした。

当時の広報誌の名称は「行政なら」、表紙と裏表紙以外は全てモノクロで、当時の広報部の諸先輩方の想いの詰まったとても内容の濃い、充実した広報誌となっていました。

個人的な話ですが、前号の第99号で「新規登録会員」として紹介されていた私の、今では考えられないような姿が写った写真と共に、新規登録会員研修の実施報告の記事がありました。登録同期である、松井総務部長、松田広報部長、山田監察部長の当時の姿や寄稿文も見られ、とても懐かしく感じました。



時は流れ、元号も令和に変わり早や4年が経過した今、そんな私が、この由緒ある本会広報誌「行政書士奈良」の第150号発行にあたり寄稿することができる幸せを今はヒシヒシと感じ筆を執っています。

あらためて今、本会では様々な事業展開を実施している中で、広報誌にお名前のある諸先輩方が築き上げた歴史を感じながら、本会会員465名（令和4年8月1日現在）一丸となって、本会の新たな歴史を作っていきたいと思っています。

これからも奈良県行政書士会をどうぞよろしくお願い致します。

令和4年度定時総会

令和4年5月27日、奈良県文化会館小ホールにて令和4年度定時総会を開催しました。

コロナウイルスへの感染対策を講じながら、37名の会員が出席しました。

黒田副会長による開会の言葉の後、物故者に黙とうをささげ、遠山会長からあいさつがありました。総会構成員の確認報告の後、議長に谷澤祐樹会員、副議長に野村早香会員が選出され、議事録署名人には竹村浩司会員、植田朋子会員が指名されました。その後、総会議事運営委員会委員の紹介と同委員会から申し合わせ事項の報告があった後、議長が開会を宣言し、議案の審議に入りました。

第1号議案と第2号議案は関連があるため、一括上程され審議されました。事前の質問通告がなかったため、直ちに採決を行った結果、賛成多数で可決承認されました。

第3号議案については、単独上程され審議されました。事前の質問通告があったため、担当部から



遠山会長



谷澤議長



松本副会長



黒田副会長



野村副議長

開催のご報告

回答が行われました。その後、再質問がなかったため直ちに採決を行った結果、賛成多数で可決承認されました。

第4号議案と第5号議案についても関連があるため、一括上程され審議されました。事前の質問通告があったため、担当部から回答を行い、質問を行った会員から再質問がなされ、その後採決を行った結果、賛成多数で可決承認されました。

最後に、第6号議案が単独上程され審議されました。事前の質問通告がなかったため、直ちに採決が行われ、賛成多数で可決承認されました。

すべての審議が終わり、議長、副議長が降壇の後、松本副会長の閉会の言葉で総会は終了しました。会員の皆様のご協力のもと、つつがなく総会が開催できましたことお礼申し上げます。



稲本法規部部長



山田監察部部長



松井総務部部長



議事運営委員会

表彰



◆◆◆ 総務大臣表彰 ◆◆◆

令和4年6月16日（木）、ホテルニューオータニにおいて、行政書士に対する総務大臣表彰が行われました。多年にわたり行政書士業務に精励し、行政書士制度の発展に貢献した者について総務大臣より表彰されるもので、本年度は全国で14名の行政書士が被表彰者となりました。

本会からは、川合利章会員（桜井市）、遠山健太郎会員（上牧町）の2名が表彰されました。ここにお二人の受賞を報告し、お祝いさせていただきます。この度は誠にありがとうございます。



川合利章会員



遠山会長と金子総務大臣

◆◆◆ 日本行政書士会連合会会長表彰 ◆◆◆

令和4年度日本行政書士会連合会会長表彰として、本会から以下の会員が表彰されました。おめでとうございます。

黒田敬子（大和高田市）	板倉靖史（上牧町）	森田泰浩（香芝市）	
杉山 毅（奈良市）	松井紀行（奈良市）	末廣元孝（奈良市）	（敬称略）

◆◆◆ 奈良県行政書士会会長表彰 ◆◆◆

令和4年度奈良県行政書士会会長表彰として、以下の会員が表彰されました。おめでとうございます。

中村憲司（大和高田市）	寺西隆司（奈良市）	川端悦夫（橿原市）	
荒木 強（奈良市）	石井明英（安堵町）	牧 忠則（奈良市）	
竹田宏昭（桜井市）	黒田敬子（大和高田市）		（敬称略）



デジタル化推進 PT 滋賀会訪問

デジタル化推進 PT 松井紀行

政府における「デジタル庁」新設の流れから、世の中におけるデジタル化の波が大きなものとなってきています。行政手続に精通する我々行政書士業界にも、確実にその波が押し寄せており、旧態依然とした取り組みや組織の体制では、取り残されてしまう危機感を感じています。本会では、昨年にデジタル化推進 PT を立ち上げ、業務分野におけるデジタル化に対する対応並びに本会内の事務処理のデジタル化への対応という二つの課題に取り組んでまいりました。



そこで先日、滋賀県行政書士会の活発なデジタル化への取り組みを参考にさせていただきたくお伺いしました。滋賀会の役員の皆様には、貴重なお時間を頂戴し大変感謝いたしております。

滋賀会は、行政手続申請等における申請代理人欄の設置を要望する滋賀県議会への請願が採択されたことから、申請手続のデジタル化へ移行する前段階である紙ベースの申請書への代理人欄設置を目指して活動されています。申請書に代理人欄が設置されることで、将来的なデジタル申請のシステムが構築された際には、「本人申請以外の代理人申請は行政書士の業務」という流れになることを目指しておられるそうです。

我々デジタル化推進 PT としても、同じ方向性で活動をしていく必要があると感じており、滋賀会での取り組み内容・活動事例をお聞きし、具体的な活動のイメージや、本会にとって詰めていくべき課題も見えてきたという段階です。

各種行政手続の申請等は法律専門職である行政書士が正しく関与することで、国民の権利利益の実現に資することができます。ただし、このデジタル化の機会を逃せば、行政書士制度そのものが危機に陥る可能性もあり、早急な対応が必要です。

本会としての代理人欄設置にむけての取り組みは、現在のところ、デジタル化以前の紙ベースと将来的なデジタルベースの両方を見据えて進めていく必要があります。

以前より本会監察部を中心に動いている非行政書士対策に関して、県庁他行政機関と引き続き内容を検証し、その際に代理人欄設置についても各所で折衝を始めているところです。



最後になりますが、現在我々は、今の業務分野を守っていけるのか、はたまた無くなってしまうのかの岐路に立たされていると考えております。デジタル化推進 PT も可能な限り活動してまいりますが、人数も限られておりますので、本会会員の皆様の情報提供やご協力をいただけますと大変助かります。また進捗等をご報告させていただきたいと思っております。

2022.4.19 於 滋賀県行政書士会館



18歳から成年です

前号の Topic で、「成年年齢の引下げ」について取り上げました。
今回は、施行後数ヶ月を経過して留意する点等を考えます。

成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が、2022年4月1日施行されました。



有効期間が10年のパスポートがとれたよ。
(未成年は、5年用旅券のみ申請可)



スマホを一人で契約したよ!



行政書士試験に合格したので、さっそく登録の手続きを
します! (施行前は20歳から)

成年年齢が18歳に引き下げられても、お酒やたばこ、
公営競技(競馬、競輪、オートレース、モーターボート
競走)の年齢制限については、20歳のままです。また、
18歳から契約を一人で結ぶことができるようになるので、
さまざまなトラブルに遭う可能性があり、注意が必要
です。



契約をするのに、未成年と成年で違いってあるの?

未成年者の場合、契約には原則親の同意が必要です。
もし同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた
「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すこと
ができます。





なるほど！未成年者は保護されていて、消費者被害も抑止されているんですね。

一方、成年に達すると、親の同意なしに自分で契約ができるようになりますが、未成年者取消権は行使できません。



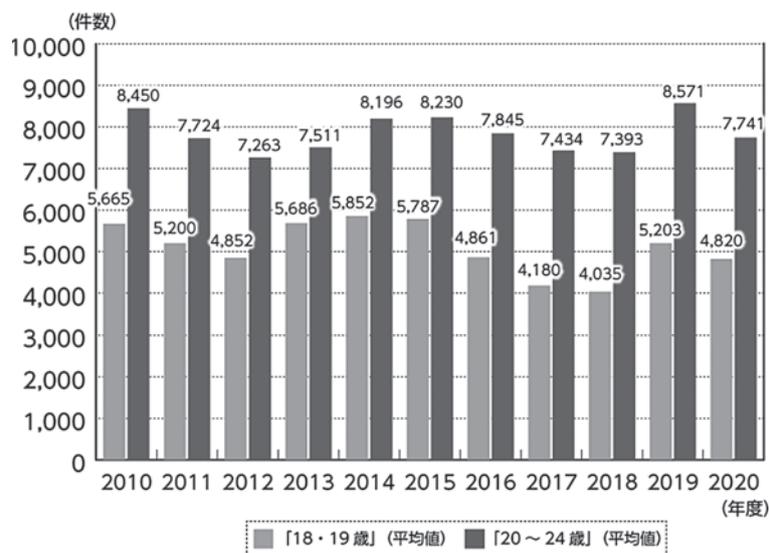
成年になったら、自分が結んだ契約は、自分で責任を負うってことなのね。



そうです。契約のルールや様々な知識を身につけることが、とても大切です。例えば、通販の継続購入、タレント・モデル契約、美容医療など、安易に契約をするとトラブルになる可能性もあります。契約内容は慎重に確認しましょう。

事業者にとっては、未成年者契約であったことを理由に未成年者取消権を行使し、契約を取り消されては困ります。そこで、悪質な業者は成人して間もない人を悪質商法のターゲットにすることがあります。成年年齢が引下げられたことによって、悪質業者にとってのターゲットの年齢（未成年者取消権を行使できない）も広がったと言えるかも知れません。リスクを自覚して慎重に行動できるようになるため、早い段階から法知識を身につける必要性が増してきたと言えるのではないのでしょうか。

〈参考〉全国消費生活相談
「18・19歳」「20～24歳」の年度別相談件数（平均値）



資料：(独) 国民生活センター（2021年2月末までのPIO-NET登録分）
図表：政府広報オンラインより転載

インボイス制度

「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」ってナニ？

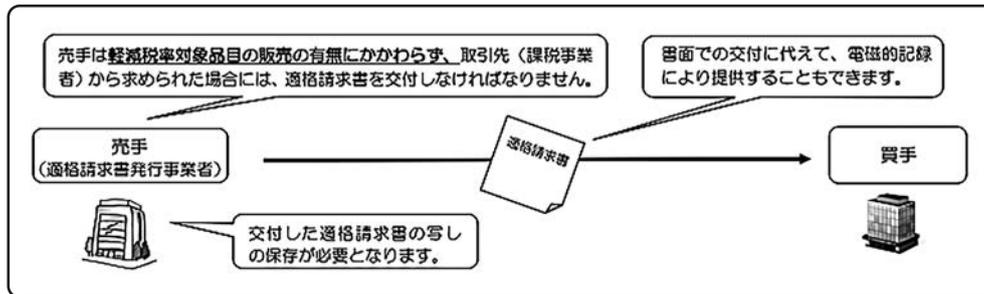
令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。

■ 売手は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があります。登録を受けると課税事業者として消費税の申告が必要となります。

（基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税の申告義務が生じます。）

■ 買手（課税事業者）は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



（国税庁リーフレット「消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます」より引用）

「インボイス」ってナニ？

売手が買手に対して、適正な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

[除〇〇御中] ⑥ 請求書			
② XX年11月分			
11/1	牛肉 ※		5,400円
11/2	小麦粉 ※	③	2,160円
⋮			⋮
11/30	ビール		6,600円
※ 軽減税率対象		③	合計 87,200円
			うち消費税 7,200円
④ (10%対象 40,000円)			(消費税 4,000円)
④ (8%対象 40,000円)			(消費税 3,200円)
①		⑤	登録番号 T1234567890123

（国税庁リーフレット「消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます」より引用）

適格請求書発行事業者登録について

インボイス制度について、導入開始の令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」の登録を受けるためには、原則として、**令和5年3月31日まで**に登録申請書を所轄の税務署に提出する必要があります。登録申請の受付は、令和3年10月1日から開始されています。

疑問 1 仕入税額控除ってなに？

▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

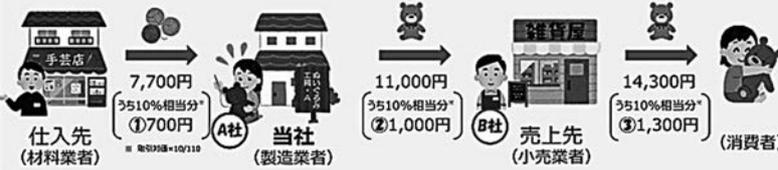
差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存
が必要

インボイスがなければ
仕入税額控除できない*

* 一定期間、経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



疑問 2

当社が登録しないと
どうなるだろう…

登録をしないと、
売上先 (B社) にインボイスを交付できない
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができない
ということは…

$$\text{1,300円 (売上税額)} - \text{0円 (仕入税額)} = \text{1,300円 (納付税額)}$$

ポイント

当社 (売手) がインボイスを交付した
場合と比べ、**売上先 (買手) の納
付税額が大きく計算されます***

* 一定期間、経過措置が設けられています

疑問 3

申告って、どう計算するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？

課税事業者になったとしても、インボイスを
保存し、仕入税額控除を行えば…

$$\text{1,000円 (売上税額)} - \text{700円 (仕入税額)} = \text{300円 (納付税額)}$$

ポイント

納付税額は、売上げの10%ではなく
仕入税額控除後の金額です*

* 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、簡易課税制度
を適用することができます

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

$$\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

インボイスは保存不要

2ページの例だと…

ステップ1
1,000円 (売上税額) × 70% (みなし仕入率) = 700円 (仕入税額)

ステップ2
1,000円 (売上税額) - 700円 (仕入税額) = 300円 (納付税額)

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減***を図ることができます

* 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存
は不要です

(注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です
その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業 (食料品)	80%
第三種	製造業、農林漁業 (食料品除く) 等	70%
第四種	その他事業 (飲食店業等)	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

(国税庁リーフレット「免税事業者のみなさまへ」より引用)

適格請求書発行事業者登録を受けるかどうかってどう判断したらいいの？

◆ 売上先からインボイスの交付を求められるか検討・確認をしてみる

- 課税事業者である売上先は仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です。
- 課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスが不要です。
- 消費税免税事業者である売上先は、インボイスが不要です。

◆ 登録を受けた場合と受けなかった場合について考えてみる

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です。
- 登録を受けない場合は、インボイスが交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます。(経過措置終了後は控除できません)
- 必要に応じて、取引先 (売上先や仕入先) と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう。
また逆に、取引先から相談を受ける場合もあります。

◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です

インボイス制度に関する詳細は国税庁ウェブサイトおよび
インボイス制度特設サイトにてご確認ください。



新庁舎情報

大和高田市役所

所 在：奈良県大和高田市大字大中98番地4
(旧庁舎から市役所通りを隔てた北側)

開 庁：令和3年7月12日

電話番号：0745-22-1101

地上6階、バリアフリーの対応、免震構造、環境に配慮した設計、市民の防災拠点としても活躍が期待される。

3階部分には展望テラスが設けられ、市民開放ゾーンとして市域を見渡せる憩いの場となっている。



桜井市役所

所 在：奈良県桜井市大字粟殿432番地の1
(同敷地内旧庁舎西側)

開 庁：令和3年9月21日

電話番号：0744-42-9111

「木のまち さくらい」として、新庁舎内の天井や壁などに市内で製材されたスギやヒノキをふんだんに使用した、明るい雰囲気が印象的。

現在、外構（駐車場）及び地域交流広場を整備中（令和4年10月完成予定）。



五條市役所

所 在：奈良県五條市岡口1丁目3番1号
(旧庁舎から車で2分・徒歩9分)

開 庁：令和3年11月10日

電話番号：0747-22-4001

新庁舎内に県の機関として五條土木事務所、南部農林振興事務所、吉野保健所五條出張所、国の機関としてふるさとハローワークも入る、県内初の国・県・市集約型庁舎。

敷地内には憩いの場の「にぎわい棟」が併設され、物販や展示など様々な活用が可能。



大和郡山市役所

所 在：奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
(同敷地内旧庁舎北側)

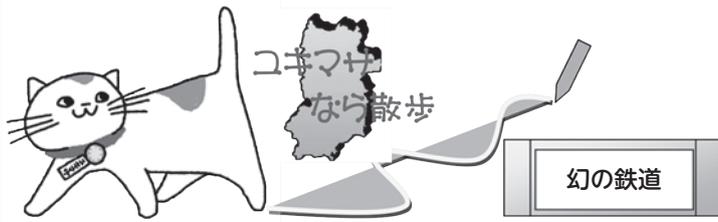
開 庁：令和4年5月2日

電話番号：0743-53-1151

外観は白壁と格子が特徴の「町家風」で、城下町の風景に溶け込むことを意識した造りとなっている。庁舎1階の待合ホールには、金魚の水槽が設置され、「流金」など16種類の金魚100匹が泳ぐ。

現在、旧庁舎解体及び交流棟・駐車場等を整備中（令和5年6月完成予定）。





前回の『行政書士 奈良』149号に掲載しました『ユキマサなら散歩』で『佐保川の桜』を取り上げました。その掲載された記事の中で『奈良県行政書士会からも近い大仏鉄道記念公園付近から約5kmにわたって1,000本を超える桜が植樹され

ており、……』や『JR 佐保川鉄橋から東側、大仏鉄道記念公園のすぐ南にある下長慶橋のあたりでは「佐保川・川路桜祭り」が開催され、……』や『「川路桜」という言葉が出ましたが、これは桜並木の上流側、大仏鉄道記念公園から近い場所にある樹齢が170年程度とされる桜の巨木です。……』など大仏鉄道記念公園という言葉が出てきました。今回は、公園の由来となった幻と言われる大仏鉄道に関して、ご紹介させていただきます。

古くから奈良市や木津川市にお住まいの方ならご存知の方も多いと思いますが、大仏鉄道とは、今から100年以上前、当時の鉄道会社である関西鉄道による加茂と奈良の9.9kmを結ぶ路線の愛称です。幻の鉄道と言われる所以は、営業期間が1898年（明治31年）からの9年間と大変短く、当時の資料も乏しいことからです。

色鮮やかな深紅の蒸気機関車である電光号などが駆け抜けたという鉄道で、今でも JR 奈良駅から JR 加茂駅を結ぶ、全行程がおよそ13km（徒歩で3～4時間）の遺構巡りが人気です。奈良市観光戦略課や木津川市観光商工課では、遺構巡りに関するマップや情報を確認することができます。

今回は、その人気観光スポットの中で奈良市にある3つの場所を紹介します。1つ目は、JR 奈良駅の北へおよそ1.2km（徒歩で20分程）に位置する奈良市と地元自治会の協力で造られた大仏駅の跡地である大仏鉄道記念公園です。春には、優雅なしだれ桜も有名です。2つ目は、大仏鉄道記念公園から北へおよそ1.6km（徒歩で25分程）に位置する大仏鉄道唯一のトンネルであった黒髪山トンネル跡です。昭和41年頃まで残っていましたが、道路拡張で取り壊され、当時の面影はわかりづらくなっています。トンネルがあった位置に架かる黒髪橋は、奈良市内で最も高い位置にある陸橋で、橋の上からは、奈良市、木津川市方面を見渡すことができ、遠くに東大寺大仏殿を見ることができます。3つ目は、黒髪山トンネル跡からさらに北へおよそ1km（徒歩で15分程）に位置する鹿川^{すいどう}隧道です。梅谷口交差点付近にあり、農業用水路目的で造られた石積みの隧道です。年季の入ったレンガの暖かいぬくもりを感じることができます。今でも現役で水路として利用されていることに、力強く、たくましい底力のようなものさえ感じます。



その他にも、まだまだ木津川市内を含めた大仏道鉄道の遺構巡りスポットは続きます。1日で一気に巡ることも可能ですし、部分的に少しずつ巡ることも楽しいかもしれません。長く続くコロナ禍で、ちょっと息抜きとして幻の鉄道、大仏鉄道の遺構巡りを楽しむ余裕があっても良いかもしれません。

最後に大仏鉄道の現役時代を知る方から急坂の難所では、立ち往生し、乗客が降り、蒸気機関車を押すこともあったと伺いました。今では、想像もできないことですが、幻の鉄道に苦しいことも笑い話にするような古き良き力強さを感じるのには、私だけではないと思います。

（広報部員 小林 信隆）

新規登録会員さん! いらっしやい!!



①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

西田直之 にしだ なおゆき



- ① 2022年4月2日
- ② 635-0057
大和高田市南陽町8番1号
- ③ 行政書士にしだ事務所
- ④ 0745-23-5901

西元敏博 にしもと としひろ



- ① 2022年4月2日
- ② 630-8303
奈良市南紀寺町二丁目271番地の25
- ③ にしもと行政書士事務所
- ④ 090-3037-0050

疋田進 一 ひきだ しんいち



- ① 2022年4月2日
- ② 630-8122
奈良市三条本町11番22号
ピアッツァコート奈良駅前907号
- ③ 行政書士 ひきだ進一事務所
- ④ 090-4276-4952

堀川裕允 ほりかわ ひろみつ



- ① 2022年4月15日
- ② 633-0067
桜井市大字大福250番地の1
- ③ 堀川行政書士事務所
- ④ 0744-41-9201

英洋輔 はなぶさ ようすけ



- ① 2022年4月15日
- ② 630-8244
奈良市三条町606番地
スクエア奈良三条4F
- ③ 行政書士総合法務事務所マスタープラン
英洋輔
- ④ 0742-93-5990

原田健次 はらだ けんじ



- ① 2022年4月15日
- ② 634-0051
橿原市白檀町2丁目25番11号
- ③ LPC行政書士法人(法人使用人)
- ④ 0744-27-6135

岡村信一 おかむら のぶかず



- ① 2022年5月1日
- ② 639-0262
香芝市白鳳台一丁目7番地2
- ③ 岡村行政書士事務所
- ④ 070-4335-5279

中園英明 なかぞの ひであき



- ① 2022年5月1日
- ② 634-0005
橿原市北八木町1丁目6番12号
シャトー八木2階202号
- ③ 行政書士中園事務所
- ④ 0744-38-9344

古川富郎 ふるかわ とみお



- ① 2022年6月1日
- ② 633-0315
宇陀市室生大野429番地
- ③ 古川行政書士事務所
- ④ 080-1481-8730

藤岡伊織 ふじおか いおり



- ① 2022年6月1日
- ② 631-0034
奈良市学園南3-12-11
- ③ パティ行政書士事務所
- ④ 0742-53-5770

為 本 佳 伸 ためもと よしのぶ



- ① 2022年6月1日
- ② 636-0223
磯城郡田原本町鍵301-1
NPO 法人ならん人権情報センター内
- ③ 行政書士為本佳伸事務所
- ④ 0744-33-3145

田 中 俊 男 たなか としお



- ① 2022年6月1日
- ② 635-0085
大和高田市片塩町3番2号
堀田ビル
- ③ 行政書士 田中俊男事務所
- ④ 0745-22-6160

島 田 博 敏 しまだ ひろとし



- ① 2022年7月1日
- ② 630-0121
生駒市北大和3丁目8-10
- ③ 行政書士 島田法務事務所
- ④ 0743-99-2976

井 上 靖 いのうえ やすし



- ① 2022年7月1日
- ② 633-0053
桜井市大字谷210番地
- ③ ASAHI 井上行政書士事務所
- ④ 090-3973-5035

松 嶋 宣 樹 まつしま のぶき



- ① 2022年7月15日
- ② 631-0842
奈良市菅原東二丁目29番19号
- ③ 行政書士事務所アシスト
- ④ 0742-51-0602

山 田 勉 やまだ つとむ



- ① 2022年7月15日
- ② 636-0935
生駒郡平群町光ヶ丘1-3-5
- ③ 行政書士やまだ法務事務所
- ④ 0745-45-6609

池 田 夏 子 いけだ なつこ



- ① 2022年7月15日
- ② 630-0133
生駒市あすか野南2丁目11番28号
- ③ 池田行政書士事務所 (個人使用人)
- ④ 0743-85-6068



★ 会 員 の 動 き ★

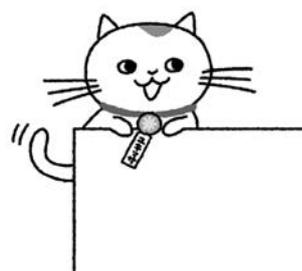
◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 転 入 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

① 転入年月日 ② 事務所所在地 ③ 事務所名称 ④ 事務所電話番号

増 田 尚 大 ますだ たかひろ



- ① 2022年6月1日
- ② 630-0252
生駒市山崎町26番34-310号
- ③ 行政書士オフィス陽だまり
- ④ 080-3133-3595



《編集後記》

今号で「行政書士 奈良」は記念すべき第150号の発行となりました。広報誌を作成するにあたって様々な方のご尽力、ご協力の下、今号に至りますまで発行を継続することができましたこと、厚く御礼申し上げます。

これからも会員の皆様には奈良県行政書士会の活動をお伝えするとともに、一般の皆様には行政書士の業務についてより知っていただけるような誌面作りを行っていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

広報部 玉 置 理 恵

奈良県行政書士会広報誌

「行政書士奈良」第150号

発 行 令和4年9月1日発行

発行人 遠山健太郎

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T.ビル3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<https://www.gyoseinara.or.jp/>



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

行政書士に相談しよう



メンバーだ！

貴島明日香

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
奈良県行政書士会

後援：**総務省**
奈良県



日本行政書士会連合会 公式キャラクター
ユキマサくん

令和4年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日